事務連絡

令和４年４月１日

管理者等各位

安全運転管理者

（ 常　務　理　事 ）

改正道路交通法施行規則への対応等について（お願い）

　平素から、自動車をはじめ原動機付自転車、自転車の安全運行管理に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

　みだしのことについて、令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者の選任が必要となる事業所での社用車の運転において、運転前後の運転者の状態の目視確認と、確認後の記録を１年間保持することが義務化されました。さらに、令和4年10月1日より、アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務化されます。当法人では、かねてより安全運転管理者から交通法規順守や飲酒運転防止の徹底の通知をしてきたところですが、当法人の車両の使用用途のほとんどがご利用者の送迎業務であり、高いレベルでの安全配慮が求められることから、運転前後の運転者へのアルコールチェッカーによるアルコールチェックを実施いたします。つきましては、令和4月4月より、順次アルコールチェッカーの導入を行い、運転前後のチェックを義務付けます。

　また、令和3年度の事故発生件数が前年度に比べ3倍に増加している現状を踏まえ、法人として再発防止に取り組むべきと判断し、令和4年度より事故者研修として、事故を起こした職員に対する初回事故者研修、連続3ヵ年以内に事故を再発した職員に対する再事故者研修を実施いたします。なお、再事故者研修につきましては、年度内の事故件数が平成30年～令和2年の3年間の平均事故件数を下回った時点で見直しを検討します。

記

**アルコールチェック**

○　運転業務の前後、各事業所にて法人統一の記録様式へチェック記録を記入

〇　記録は１年間保持すること

〇　アルコールチェッカー未導入の事業所に対しては、総務課より一括購入後配布を行う

〇　アルコールチェッカーが導入されるまでは、目視にてアルコールチェックを行うこと

〇　アルコールチェッカーの対象は自家用自動二輪車・自動四輪車とする

〇　自転車・原動機付自転車についても飲酒運転は禁止されていることから、引き続き安全運転を徹底すること

**事故者研修**

〇　初回事故者研修…DVDによる安全運転研修・事故振り返りシートの提出

〇　再事故者研修…指定運転技術研修・事故振り返りシートの提出

詳細は以下職員HPにてご確認ください。

<http://jigyoudan-itami-hyogo.jp/?page_id=15688&preview=true>

以上